

「企業結合審査手続きの見直しに関する意見」を公表

リーマンショック後、世界の経済環境は新興国を中心に少しずつ持ち直しつつあるが、わが国の経済はいまだ回復途上にある。新興国の産業が力をつけ、国際競争が激化するなかでは、日本企業の国際競争力を強化し、発展させていくことが重要となる。このような認識のもと、当会では企業の国際競争力強化をはかるための方策の一つとして、合併等に係る手続きを透明化・円滑化し、よりスピーディーで公平な経営環境を実現するための意見書を2010年11月に発表した。

基本的考え方

合併やM&Aに関する企業のスタンスは、産業ごとあるいは個別企業ごとに異なる。しかし、わが国では同一産業で多くの企業が激しい競争をしている結果、環境変化や研究開発投資の規模やスピードなどが国際競争において劣後している場合も多い。

そのようななか、企業結合による競争力強化は、企業の経営戦略や国の成長戦略・産業政策において重要な選択肢の一つである。

このため、懸命に国際競争力を維持・強化しようとする企業が企業結合を計画する場合、政府は阻害要因を除去し、迅速かつ柔軟な企業結合を可能とする環境を整備していくことが必要である。

当会としては、独占禁止法による現行の企業結合審査手続きには、問題点があると考えており、迅速性・透明性・予見可能性を高め、新成長戦略等の政府の方針との整合性を確保した制度とするよう意見書を取りまとめた。

現行制度の問題点

現行制度の問題点として次の点が

挙げられる。

- ・審査期間が長期にわたり、企業にとって審査終了時期の予見性が低い。
- ・担当官により判断のばらつきがあり、その裁量で膨大な資料提出を要求されることがある。
- ・行政サービスの一環としてなされている事前相談で、実質的な企業結合の可否の審査がなされており、審査結果の判断根拠の説明が不十分である。
- ・審査にあたり、届出企業の市場を狭く解する傾向が強く、内外市場で激しい競争にさらされている企業の実態や実感と乖離している。
- ・産業政策や国家戦略といった大局的な視点からの判断が不十分である。

改善提案について

以上の問題点から、現在国会で審議中の審判制度の廃止を早急に実現するとともに、審査手続きと審査基準の見直しを早急に行うよう、意見書では以下の4点を要望した(図)。

要望1. 審査手続きを迅速化・透明化すること

事前相談を、任意の相談機能のみに特化した行政サービスとして位

置づけるべきである。

実質的な審査に基づく最終的な独占禁止法上の判断は正式な届出後に行うこととした上で、審査手続きに以下の諸点を加えることが必要である。

①迅速化

一次審査を30日以内(届出時点より起算)、二次審査を90日以内(一次審査結果で求められた資料を提出した時点より起算)で行うことを基本とし、例外的に案件の複雑さから時間のかかるものは当事会社と協議の上で終了日を明確にすべきである。

また、二次審査以降の過程(審査開始日・終了日、当事会社の名称等)を公表し、審査期間の長期化に歯止めをかけるべきである。

②透明化

組織的に判断を統一した上、審査結果とその理由等を書面により当事会社に交付し、かつ公表するべきである。

その際企業の請求があれば、産業政策の主務大臣の意見書を付すことができるようにし、同意意見書に対しては文書回答を義務づけ、公表すべきである。

これらの変更に伴い、公正取引委員会においては円滑かつ迅速な審査が行われるよう、提出書類のフォーマットや種類・内容を明確にし、当

初提出したもの以外の資料を当事会社へ請求する際には、その資料が必要となる具体的な理由を文書で示すべきである。

要望2. 届出・審査の対象となる基準を緩和すること

株式取得に関する届出・審査の対象となる基準は、EU諸国並みに50%を超えて株式を取得する場合などに限定すべきである。それにより、審査側の負担を軽減するとともに、審査が真に必要な事案に注力すべきである。

要望3. ガイドラインにおける競争に対する影響評価項目を見直すこと

企業結合審査にかかわるガイドラインにおいては、競争が制限される

ことが当面ないかどうかの観点から主に評価されることになっている。公正な競争を確保することは国民にとって重要であるが、経済の成長が国民の利益につながるような事項についても、審査にあたっては十分に考慮すべきである。したがって、国際競争力強化の観点、雇用への影響など「社会的利益」を評価することが必要である。

また、市場はますますグローバル化するとともに日々変化している。そのため、現時点における国内の静態的分析では妥当な結論が導けない。

海外も含めた今後の市場の成長見通し、代替品を含めた潜在的な輸入・参入圧力など、「中長期・グローバルな市場動向」を評価すべきである。商品市場の画定の際にも、そ

のような要素を勘案し、市場をより広くとらえるべきである。

要望4. 競争政策当局の国際的な協力・連携を緊密化すること

企業活動のグローバル化に伴い、米国・EU・中国など関係する海外の競争政策当局による企業結合審査を受けなければならないケースが多くなっている。

関係国において企業結合審査が円滑かつ迅速に行われるよう、公正取引委員会においては、海外の競争政策当局との連絡調整の強化、手続き面や審査基準の共通化などの国際的な協力・連携をより一層緊密化すべきである。

(経済調査部 伊藤寛)

〈図 企業結合審査の現状の手続きと当会意見書反映後の手続き〉

